

博士學位論文審査結果の要旨

学位申請者氏名	中村 みどり
論文題目	九～十世紀における内親王の役割と影響 —入内から降嫁へ—
論文審査担当者	主 査 綾村 宏 ㊞
	審査委員 松井 嘉徳 ㊞
	審査委員 坂口 満宏 ㊞

本論文は、天皇の皇女である内親王が、9世紀から10世紀にかけての間に、その存在の意味合いを、天皇および皇統からみて「内向き」の存在から「外向き」の存在へと変化させたととらえる見解を提示し、その過程の要因を明らかにした論考である。

中国の皇帝の皇子は親王と称され、そのことは日本も同じである。ところが皇女の方は中国では「公主」と称され、同姓不婚の原則により臣下に降嫁するときに封ぜられる「外向き」の存在であったのに対し、天皇の皇女である内親王は天皇家の血筋の尊貴性を保持するために臣下に嫁ぐことを固く禁じられ、皇親とのみ結婚しようという「内向き」の存在であった。しかしながら10世紀前半には藤原師輔に醍醐天皇皇女である勤子内親王・雅子内親王・康子内親王の三内親王の降嫁が行われることとなった。この状況に至る内親王の動向を、「内向き」「外向き」と峻別することにより理解しようとする手法は明解である。

論文は、2部構成を採る。第1部「皇位継承と内親王」は、「内向き」である内親王が対象である。皇親としか結婚できない状態であった奈良時代は、内親王の重要な役割は入内して皇妃となり、皇子を出産して皇位を円滑に継承させることであった。したがって内親王は皇統のなかに抱え込まれた存在であったわけである。ところがその結果、未婚の女性天皇である称徳天皇の即位に至った。当然のことながら皇位後継者はいないことになる。そこでそのときすでに結婚していた称徳天皇の異母姉である井上内親王の婚姻の相手である白壁王（天智天皇の孫）が光仁天皇として即位することになる。この井上内親王の役割は天武天皇の皇統と天智天皇の皇統をつなぐ役割を果たしたことになるわけである。さらに井上内親王所生の酒人内親王が山部親王（後に桓武天皇）に、酒人所生の朝原内親王が安殿親王（後に平城天皇）に入侍することになる。この聖武系の三内親王はいずれも齋宮経験者であり、この婚姻にそれぞれ廢太子の代わりに即位したという桓武系皇統の弱さを克服する意図をみる。その後「内向き」の性格を受け継いで平安時代の桓武・嵯峨天皇期にも内親王の入内が頻発する。その理由として桓武の三内親王の場合は桓武系皇統の強化、嵯峨の正子内親王の場合

は淳和系皇統との融和など、それぞれ天皇の主導のもとに内親王の次期天皇と目される皇太子への入侍がなされた。自己の皇統の維持強化のために資する目的での入侍といえる。したがって制度的なものでなく天皇が代替わりしてまでつづく継続性がなかった。論文では、その状況を特異な例とするが、基本的に婚姻は厳密な制度化、慣習化がなければ個別事例化となると思われる。以上の経緯の説明にあたって婚姻関係を示す多くの系図と表を使つての記述は説得力のあるものとなっている。その後、仁明天皇以降、内親王入内は途絶する。そのかわりに内親王の役割として登場するのが、賀茂斎院である。

そこで第2章「賀茂斎院制の確立」で斎院としての内親王の役割を述べる。斎院は当初嵯峨天皇の戦勝祈願での派遣であったが、制度として確立したのは仁明天皇の斎院司再設置のときとする。女性が本来的に有する神祇との関わりに注目したことは、政治の正当性に神祇の存在が不可欠であることの認識によるものであろう。さらに斎院の制度化にあたっては藤原冬嗣の関わりが大きく、そこにも藤原氏の進出の契機となる要因をみている。この章は、他の内親王の婚姻を素材とする章とは異なり、婚姻しないことによる存在意味を問うことになっている。

第2部は「外向き」とされる内親王降嫁の問題である。その到達点を、本論文では藤原師輔に対する醍醐皇女である勤子・雅子・康子内親王の降嫁に求めるが、その出発点になるのが、第1章で分析する桓武天皇の延暦十二年の詔であった。内親王入内を自己の皇統の威儀付けと強化に意識的に行つた桓武天皇がこの詔を出した理由を、藤原氏の長岡・平安遷都における貢献への優遇措置であったとする。そしてその内容が、すぐに適用されるケースはなかったが、見任大臣・良家の子孫は三世以下の女王（皇曾孫）、藤原氏が二世以下の女王（皇孫）を娶ること許すということが、後の藤原氏と皇族との婚姻関係の拡大に大きな意味を持ったことは指摘の通りであろう。この章では、詔の条文の用語の検討を一語句ごと丁寧に行つていくという手法を採っており、納得できる。

第2章は、皇親そのものが地位を皇親外に出すようになり、そのことが内親王の降嫁につながるとみる視点での研究である。平安時代はじめ、嵯峨天皇が自己の皇子女に源氏賜姓を行つて以降、各天皇によって様々な理由で、宣下によって一定数親王内親王を確保しながら、皇親に対する賜姓が行われた。しかしながら一旦賜姓されて源氏となつたのち親王に復し即位した宇多天皇の出現により、皇親と賜姓源氏との境界は曖昧になっていった。この章でも、天皇各歴代の皇子女の宣下と賜姓の実態について、母系の出自がどうであるかを考慮しつつ、個々に確認を行っていることは当然のこととはいえ丁寧な作業である。

第3章はいよいよ藤原師輔と醍醐天皇の皇女である三内親王との婚姻の事例である。これは個別事例の検証であり、他の各章のような天皇の立場の状況、皇妃の出自の問題、当時の皇親や藤原氏を中心とする政治状況など、内親王自身でない周辺の事態の分析とは異なっており、さらに史料としても物語本が加わり、師輔本人の意図や内親王の内面にまでが考慮の対象となることになってくる。今後、このような個別事

例のさらなる検討が求められよう。

論文の構成は明解で、系図・表を駆使しての論の展開はわかりやすい。しかし本文の内容をより解ってもらいやすくするためには、表はデータとしての表にとどまらず、本文内容を理解してもらうための表作りも意識されるべきであろう。

以上の所見にもとづき、審査委員一同は、本論文が博士（文学）の学位を授与するに適格であると判断する。